

申請書類の記載事項，必要な書類等の一般的な説明を行います。

相続登記 抵当権の抹消 会社・法人の設立 役員変更登記

登記手続案内は 事前予約制です

★予約がないとご利用いただけません！

予約申込み連絡先

仙台法務局	土地・建物 022-225-5767
	会社・法人 022-225-5748
塩竈支局	土地・建物 022-363-0065
大河原支局	土地・建物 0224-52-6053
古川支局	土地・建物 0229-22-0509
石巻支局	土地・建物 0225-22-6188
登米支局	土地・建物 0220-52-2070
気仙沼支局	土地・建物 0226-22-6692
名取出張所	土地・建物 022-382-3694

事前に予約してください！

★登記手続案内窓口の利用時間：平日，午前9時～午前11時30分，午後1時～午後4時（各支局で若干異なります。詳しくはお問合せください。）

★予約受付時間：平日，午前8時30分～午後5時15分

★会社・法人に関しての手続案内は，仙台法務局でのみ行っております。

※登記申請手続及び登記管轄一覧については，法務局ホームページで案内しています。



専門家による無料相談会（事前予約制）

宮城県司法書士会 無料面接相談

- ・司法書士総合相談センター
- ・月・水・金曜日（祝日を除く）
午後2時から午後4時

予約電話 022-263-6755

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

※他にも県内各所にて無料相談所を開設中！

★宮城県司法書士会HP <http://www.miyashikai.jp/>

宮城県土地家屋調査士会 無料相談

- ・毎月第3木曜日（祝日を除く）
午後1時30分から午後4時30分
前週金曜日予約締切

予約電話 022-225-3961

（受付時間：平日午前8時30分から
午後5時15分まで）

★宮城県土地家屋調査士会HP <http://miyagi-chousashi.jp/>

登記手続案内をご利用のみなさまへ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、次の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。予約時間に10分以上遅れた場合、キャンセルされたものとして取り扱います。



見本をお渡しします

法務局のホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。申請書類にどのような内容を記載するか一般的な事項について説明します。



事前の審査・法的判断 は行いません

登記手続案内は職員が申請前の書類に不備がないか審査するものではありません。また、登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。



ご自身で 作成してください

申請書類の一般的な記載事項については説明しますが、職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。

登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方 お断り

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限らせていただきます。また、必要に応じて本人確認を行いますので、ご協力願います。法令上代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士等）はご利用できません。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

仙台法務局

登記手続案内をご利用される方は、事前にご記入いただきご持参願います。
登記手続案内ご利用日に、法務局でご記入いただくことも可能です。

第2号様式

登記手続案内票

年 月 日 No. _____

太枠内をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、登記手続案内のためにのみ使用し、
それ以外の目的で使用することはありません。

ご利用は、登記申請人ご本人、もしくは、親族・会社の従業員に限られます。

※登記申請人…不動産の所有者(所有者になる人)、会社等の代表者など

※本人確認にご協力願います。

裏面もご覧ください。

予約番号	No.	<input type="checkbox"/> 裏面の内容を確認しました。 ↑ <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。
ふりがな お名前	電話番号 ()	※日中つながりやすい番号を書いてください。
登記申請人との関係を教えてください。該当するものに○をつけてください。 本人・配偶者・従業員・親族 ()・その他 ()		
不動産	<input type="checkbox"/> 抵当権抹消 (ローンの返済) <input type="checkbox"/> 住所・氏名変更 <input type="checkbox"/> 所有権移転 (<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 贈与・遺贈 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 所有権保存 <input type="checkbox"/> 建物取壊し <input type="checkbox"/> 地目変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	
会社・法人	商号・法人名	<input type="checkbox"/> 設立 <input type="checkbox"/> 役員変更 <input type="checkbox"/> 役員の住所変更 <input type="checkbox"/> 本店 (主たる事務所) 移転 <input type="checkbox"/> 商号 (名称) 変更 <input type="checkbox"/> 目的 (事業) 変更 <input type="checkbox"/> 解散・清算人 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input type="checkbox"/> その他 ()
案内が必要な内容について簡単に記入してください。		

法務局使用欄

対応時間	: ~ :	対応者	
案内内容	<input type="checkbox"/> ひな形配布・HP案内 <input type="checkbox"/> 記載例に基づき説明 <input type="checkbox"/> 申請書・添付書面の確認 <input type="checkbox"/> 申請情報・添付情報の書き方説明 <input type="checkbox"/> 司法書士・調査士制度を紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		
特記事項			

登記手続案内をご利用のみなさまへ

↓ 全てにチェックしてください



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。20分を過ぎると、次の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。予約時間に10分以上遅れた場合、キャンセルされたものとして取り扱います。

確認済



見本をお渡しします

法務局のホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。申請書類にどのような内容を記載するか一般的な事項について説明します。

確認済



事前の審査・法的判断は行いません

登記手続案内は職員が申請前の書類に不備がないか審査するものではありません。また、登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。

確認済



ご自身で作成してください

申請書類の一般的な記載事項については説明しますが、職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。

確認済



補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。

登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。

確認済



申請資格のない方お断り

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限らせていただきます。また、必要に応じて本人確認を行いますので、ご協力願います。法令上代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士等）はご利用できません。

確認済

多くの方にご利用いただけるよう努めています。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

仙台法務局